

スマート農業導入拡大支援事業のうち
スマート農業機械の利用体験事業実施要領

(趣旨)

第1条 スマート農業導入拡大支援事業のうちスマート農業機械の利用体験事業(以下「本事業」という)の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号(以下「規則」という。))及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、スマート農業機械・機器の体験導入を支援し、農業者等に利便性や効果などの技術理解を促すことで、スマート農業機械・機器の普及拡大につなげることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金等の交付の対象経費、補助対象期間及び補助率は、要項別表に掲げるとおりとする。

(事業実施計画の承認申請、補助金交付申請)

第4条 次に掲げる計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

- ・要項第3条の事業実施計画書
- ・要項第5条第1項の事業実施変更計画書
- ・要項第6条第2項第1号の事業計画書
- ・要項第8条第2項の変更計画書

(事業の補助金等交付決定前着手)

第5条 要項第9条第1項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第2号様式とする。

(事業実績報告)

第6条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第3号様式によるものとする。

(事業の推進)

第7条 事業の実施に当たっては、初期の目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

(雑則)

第8条 県は必要に応じて補助事業者等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求めることができるものとする。また、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求め、現地調査等を実施することができる。

2 本事業の実施にあたって、補助事業者等は、災害や管理作業の危険性がないように対策を講じるものとする。

3 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年(2025年)6月30日から施行する。